

第10回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和7年12月4日(木) 午後3時00分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3階 第2・3会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 江口千寿、4番 山下理恵、
6番 金子俊博、7番 橋田美和、8番 伊芸精一、
10番 垣谷征志、11番 酒井博一、12番 矢野健巳、
13番 ハジィフ泉、14番 山本勝也
【推進委員】
1番 矢野司、2番 弘瀬正彦、3番 若藤陽介、
4番 宮川一郎、6番 尾崎澄夫、7番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**
5番 濱口佳史、9番 松本昌子
【推進委員】
5番 小橋誠一
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第1号 農地法第3条許可申請について(1件)
議案第2号 農地法第5条許可申請について(1件)
議案第3号 非農地小証明願について(2件)
議案第4号 形状変更届について(1件)
議案第5号 農用地利用集積等促進計画に関する協議について

議長

みなさん、こんにちは。寒い日となりましたが、集まっていただきましてありがとうございます。

ただいまから第10回の農業委員会12月定例会を開催したいと思います。

本日の欠席委員さんですが、〇〇さんと〇〇さん、〇〇さんの3名です。

〇〇さんと〇〇さんは、今来ようそですので、もうちょっと待ちたいと思います。

ちょっと事務的なことですが、先週の木曜日に、全国の農業委員会会長大会がありまして、これは幡多郡で3年に1回、黒潮町に回ってくる当番になりまして、この前、木曜日・金曜日と事務局と一緒に東京のほうへ行ってきました。

初日は高知県選出議員さんに、農業委員会の要望として、県内の各会長さんからの要望をしたがですが、自分の方からは、今年の4月からなくなった相對の契約、中間管理権の設定がなかなか役がかかってしまうので、そういうのをちょっと改善してほしいということで、お願いしたところです。

翌日は、直接、農水省の職員の方に、先ほど言った相對の利用権設定を復活するように、中間管理権の契約は、個々で対応するのはなかなか大変やし、そうすると今後、契約なしの耕作も増えてくる可能性もあるということで、話をしました。

はい、それでは、今日は案件もたくさんあります。

スムーズにやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号の農地法第3条許可申請について5件ありますので、事務局より1番からお願いします。

事務局

1ページ目をお願いします。

議案第1号、農地法第3条申請5件出ております。

まず、番号1番、譲渡人、〇〇さんです。

譲受人、〇〇さんとなっております。

申請地としまして、黒潮町加持字三島4812番、田、1204平米、同じく加持字三栄4449番、1431平米となっております。

理由としましては、所有権の移転、売買となっております。

4ページ目からお願いします。

場所としまして、まず1か所目のほうは、田村の集落があるすぐそばの田んぼとなります。

2つ目としましては、右下のほうになりますが、小川の集落があるところの付近となっております。

5ページ目をお願いします。

それでは、1件目のほうからご説明をさせていただきます。

場所としましては、先ほど申しあげたように田村集落のすぐ東側にある場所となります。

続いて6ページ目が、拡大の航空写真です。

こちらですね、田んぼが2筆で1枚となっております。

耕作自体は、今の地権者さんが行っているとのこと。

7ページ目が、公図となっております。

続いて、8ページ目が、現況写真です。水稻を耕作しております。

次のページ、9ページ目が、二つ目の場所のゼンリン地図となっております。

こちらは、一筆で1枚の田んぼとなります。

10ページ目が、拡大の航空写真です。

11ページ目が公図となっております。

こちらと同じく、現在の地権者さんが水稻を耕作されているということです。

続いて、12ページ目が、現況写真となります。

次に行きますが、13ページ目が、第3条調査書ですので、読み上げさせていただきます。

第2項第1号につきまして、譲受人は、水稻、芋などを耕作しており、農作業に従事する状況、今後の営農予定の状況などからみて、耕作の事業に供すべき農地の全て

を効率的に利用できるものと見込まれます。

作業従事者として、御本人と夫になります。

所有機械として、トラクター、コンバイン、田植機、管理機となっております。

第2号と第3号は該当ありません。

第4号につきましては、年間250日の農作業従事日数となっております。

第5号は、該当がありません。

第6号につきましては、所有権移転後も引き続き水稻を栽培するため、周辺状況などに影響はないものと見込まれます。

1件目については以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたので、担当委員さんのほうよりお願いします。

〇〇委員

〇〇さんにお話を伺ったところ、〇〇さんも来年以降、稲作を継続する予定ではあるんですが、ご年齢的に何年後かには、耕作出来なくなる恐れがあるかもしれないので、来年植えつける予定がない田んぼを〇〇さんに耕作してもらおうと思って売買にいたったとのこと。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。

この件について、何か意見はありませんか。

特にないですかね。〇〇さん、かなり水稻を作られていますので、〇〇さんも〇〇でしたが、ご年齢的ことで売買するとのことでしたけど、譲受人さんも間違いなく耕作できると思いますので。

それでは承認を受けたいと思います。

議案第1号の農地法3条申請の1件目について承認される方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

挙手全員で承認されました。

続きまして、2番について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号、番号2番目です。

譲渡人、〇〇さんです。

譲受人、〇〇さんとなっております。申請地として、黒潮町拳ノ川字山本屋敷215番、畑、32平米です。

理由として、所有権の移転、譲渡となっております。

14ページ目をお願いします。

場所として、拳ノ川小学校から少し南側に行った場所となります。

15ページ目が、ゼンリンの地図です。

下のほうに、申請地が載っておりますが、少し見にくいんですけども、そのすぐ上に、拳ノ川電工さんというふうに書かれておりまして、こちらが、譲受人さんのご自宅となります。

このすぐそばの農地ということになります。

続いて、16ページ目が、拡大の航空写真です。

17ページ目が、公図となっております。

この215番が申請地なんですけど、214、215、216、217で、大体1枚の畑のようなかたちになっておりまして、現在も、ここを譲受人さんが管理しているということです。

続いて18ページが現況写真です。

続きまして、19ページ目が、第3条調査書ですので、読み上げさせていただきます。

譲受人〇〇さん、譲渡人〇〇さんです。

第2項第1号につきましては、譲受人は、果樹（栗、柿等）、また、露地野菜（インゲン・白菜等）を耕作しており、農作業に従事する状況、今後の営農予定の状況など

からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者としてしましてはご本人、所有機械として、軽トラック、バックホウ、草刈り機となっております。

第2号、第3号は該当ありません。

第4号につきまして、年間150日の農作業従事日数となっております。

第5号は該当ありません。

第6号につきまして、所有権移転後は、現況と同じ、露地野菜を栽培するため、周辺状況などに影響はないものと見込まれます。

事務局のほうから以上です。

議長 はい、ありがとうございます。
2件目の説明が終わりました。
担当委員さんのほうより、何かありましたらお願いします。

〇〇委員 補足はないけど、譲渡人の〇〇さんは、〇〇みたいです。もとのご自宅が何処かも知らないんですが、今、〇〇にいないくて、なかなか管理もできないので、〇〇にお譲りしたいということで申請されたようです。

議長 はい、わかりました。
この件について質問、意見はありませんか。
譲受人の〇〇さんは、ここで耕作するということよね。

事務局 引き続き、そうですね。

議長 質問ありませんかね。
よろしいですか。
それでは2番について、承認をとりたいと思います。
第2号議案の農地法3条申請の2番について、承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
承認されました。
続きまして、3番の説明をお願いします。

事務局 議案第1号の3番目です。
譲渡人、先ほどと同じく〇〇さん。
譲受人、〇〇さんとなっております。
申請地として、黒潮町拳ノ川字上西ノ路979番、畑、54平米となっております。
理由として、所有権移転、譲渡となります。
20ページ目からお願いします。
今回、〇〇さんにお譲りするという事なんですが、この、通常の農地は耕作目的でしか、その所有権移転することは出来ませんが、農地法の規定の中に、森林組合、または生産森林組合が取得する農地を、森林の経営に必要な樹苗の採取または育成の用途として使用するものであれば、農地法3条に該当するという規定がありまして、今回、これに即して、所有権を行っていくものとなります。
〇〇に関してご説明しますと、平成11年に設立されまして、〇〇から委託を受けまして、森林の経営や、食用茸などの生産を行っております。
地区内のみを管轄しておりまして、〇〇などとは別組織になります。
先ほど申しましたように、樹苗の育成など、そういった用途でこの農地を使っていくということになります。
20ページ目の場所ですが、拳ノ川小学校が下に見えておりますが、小学校北側のほうの場所となります。

続いて21ページ目が、ゼンリンの地図となっております。

22ページ目が、拡大の航空写真です。

続いて、23ページ目が公図となっております。申請地周辺は全て畑です。

続いて24ページ目が、現況写真です。

次に行きますが、25ページ目が第3条調査書ですけども、先ほど申し上げましたように、農地法第3条2項の規定に該当し、手続きを行うものとなります。

この規定を読み上げさせていただきます。

「森林組合、生産森林組合、または森林組合連合会が、その権利を取得しようとする農地、または採草放牧地をその行う森林の経営、またはこれらの法人の直接もしくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取または育成の用に供すると認められること」、こちらの規定に沿って、今回の審議を行いたいと思います。

以上です。

議長 はい、ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、担当委員さんのほうからお願いします。

〇〇委員 先ほどと同じです。所有者の方が、〇〇におりますので、今後の管理等のことを考えて、お譲りするということです。

議長 分かりました。この件について質問意見ありませんか。

〇〇委員 この22ページの航空写真と、24ページの現況写真、違うように見えるがやけど。22ページは、少し昔の写真やろか。

事務局 22ページの写真が、少し古い2年ぐらい前のものなんですよ。
なので、申し訳ありません、ここのすぐそばにある屋根の色が変わっております。

議長 場所は間違っていないけど、屋根の色が写真によって違うようです。

よろしいでしょうか。

そのほかありませんか。

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

議案第1号の3条申請3番について承認される方の挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。

挙手全員であります。

続きまして、4番について事務局よりお願いいたします。

事務局 議案第1号、番号4番です。

まず、譲渡人、〇〇さんです。

譲受人、〇〇さんとなっております。

申請地としまして、黒潮町入野字新明7435番、田、2132平米となっております。

理由としまして、所有権移転、売買となっております。

26ページ目からお願いします。

場所としまして、早咲の基盤整備地になります。

クロネコヤマトさんの裏側の方にある田んぼとなります。

27ページ目がゼンリンの地図となっております。

続いて、28ページ目が拡大の航空写真です。

こちらですね、4筆で1枚の田んぼとなっているようでして、これまで、譲受人が利用権設定をして葉たばこを耕作していたようですが、今回、葉たばこをやめることに伴い、所有権を取得するという事になったようです。

29ページ目が公図となっております。

こちらは申請地以外にも、3筆ありますが、こちらも引き続き譲受人さんがお借りして、水稻を耕作していくということです。

続いて30ページ目が、現況写真となっております。

31ページ目が、第3条調査書ですので、読み上げさせていただきます。

譲受人、〇〇さん、譲渡人、〇〇さんです。

まず、第2項第1号につきまして、譲受人は水稻は耕作しており、農作業に従事する状況、今後、営農予定の状況などからみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者として、ご本人と奥様になっております。

所有機械として、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックとなっております。

第2号、第3号は該当ありません。

第4号につきまして、年間250日の農作業従事日数となっております。

第5号につきましても、回答ありません。

第6号につきまして、所有権移転後は水稻を栽培するため、周辺状況などに影響はないものと見込まれます。

事務局から以上です。

議長 はい、ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
4番について、担当委員さんのほうより説明をお願いします。

〇〇委員 先日、譲受人にお話を伺ったところ、夏場に少し体調を崩して病気もしたので、葉タバコをよう作らんとということで、今後は水稻と芋類を耕作したいということでした。この場所を購入して、ここでは稲を作っていきたいということでもあります。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。
この件について、質問、意見はありませんか。

〇〇委員 この田んぼの借賃はタバコの料金で借りていたそうですが、今後は水稻を作りたいので、水稻の借賃に下げられないかとの相談をしたら、地権者から安くなるぐらいなら買っていただけないかとの打診があって、それで売買に至ったとのことでした。

議長 わかりました。
利用権設定で契約していたけど、買うようになったということですね。
ほかに意見はありませんかね。
ないようでしたら、承認を受けます。
議案第1号の3条申請4番について、承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。承認されました。
続きまして、5番についてお願いします。

事務局 議案第1号の番号5番です。
譲渡人、〇〇さん。
譲受人、〇〇さんとなっております。
申請地として、黒潮町下田の口字アカサカ241番3、畑、39平米となっております。
理由として、所有権の移転、贈与です。
32ページ目からお願いします。
まず場所ですが、西南大規模公園の近くになりまして、砂地の多いところで、ラッキョウなどが近くで耕作されている場所になります。

33 ページが、ゼンリンの地図となっています。

34 ページ目が、拡大の航空写真です。

続いて、35 ページ目が公図となっています。

次に、36 ページ目が現況写真となります。

譲受人さんですが、今、住所が〇〇になっていますが、今後、〇〇して、こちらに〇〇予定です。

33 ページのゼンリンの地図を見ていただきますと、申請地の少し北側に〇〇がありますが、こちらを〇〇して、〇〇から〇〇ということで聞いています。

次に、37 ページですが、第3条調査ですので、読み上げさせていただきます。

譲受人、〇〇さん、譲渡人、〇〇さんです。

第2項第1号につきまして、譲受人は、実家の農業に従事した経験があり、また、〇〇予定であるため、権利取得後は日常的に効率的な営農が可能であるという見込まれます。

作業従事者として、ご本人と奥様となっております。所有機械はありません。

第2号、第3号につきましては、該当がありません。

第4号につきましては、年間250日の作業従事日数となります。

第5号については該当ありません。

第6号につきまして、所有権移転は、季節野菜（キュウリ、ナス、トマト）を栽培するため、周辺状況などに影響はないものと見込まれます。また、農薬の使用や水利については、地域の取組に従うということです。

事務局のほうから以上です。

議長 はい、ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
担当委員さんのほうより何かありましたらお願いします。
特にないですかね。

〇〇委員 現況写真に見えちょうのは、井戸かね。
ここは、水は出んよね。

事務局 井戸ではなかったです。
何か、物を置いているようです。

議長 そのほか質問はよろしいですかね。
それでは、議案第1号農地法3条申請の5番について承認を受けたいと思います。
承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
挙手全員で承認されました。
次に、議案第2号農地法第5条について、事務局よりお願いいたします。

事務局 2ページ目をお願いします。
議案第2号番号1番です。
貸人、〇〇さん、同じく〇〇さんです。
借受人として、〇〇さんとなっております。
申請地として、黒潮町入野字平成7164番、畑、1601平米のうち1.57平米、同じく字平成7166番、畑、131平米のうち0.18平米、同じく字平成7167番、畑、2283平米のうち、2.39平米となっております。
理由として、営農型太陽光発電事業を行うためとなっております。
38ページ目からお願いします。
営農型太陽光発電設備につきまして、概要のご説明をさせていただきますが、従来

の宅地転用のように、一筆丸ごとを転用するというのではなく、ハウスなどで、通常の耕作を行う傍ら、ハウスの屋根に発電パネルを設置しまして、営農しながら、発電を行うというもので、一度転用許可を受けても、3年ごとの転用更新手続が必要とされております。

まず経過としましては、令和元年度に転用許可となりまして、同年に太陽光発電の設置工事を実施しました。

以降、3年ごとの更新がなされております。

ハウスの屋根に設置しておりますので、転用面積としては、発電パネル設置のための支柱面積のみとなりまして、こちらの議案書に記載しております1.57平米、0.18㎡、2.39平米の面積だけが、転用面積ということになります。

また、順を追って説明させていただきます。

38 ページ目が航空写真です。

場所としましては、平成団地の中に少し小高い場所となります。

続いて、39 ページ目が、ゼンリン地図となります。

続いて、40 ページ目が、拡大の航空写真となっております。

黒く見えておりますのが、太陽光のパネルとなります。

続きまして、41 ページ目が公図となっております。

1 番の7164 が〇〇様名義で、2 番3 番が〇〇様の名義となっております。

次の42、43 ページ目が、平面図、設備の図面となっております。

支柱が全部で234本立っております、一本当たりが、0.0177㎡ってなっております、掛ける234本で、合計で4.14平米の転用面積になるようです。

続きまして、44 ページから46 ページが設備のカタログでして、47 ページからが現況写真となっております。

47 ページが北側に当たる分で、地番で言うと、この③番にあります7160番の地番です。

現状としまして、苗木を植えたんですけども、ここは高温障害で、うまく育つことが出来なくて、また来年度に向けての準備をしているという状況となっております。

同じく48 ページ目についても、その左側部分にですね、苗木を植えたんですが、高温障害でうまく育たなくて、右のほうは成木がありますので、こちらから実は穫れる状況ということのようです。

今日、当日資料でお配りしたんですが、現場写真を資料でお配りさせていただいてます。

令和5年圃場写真というものと、令和6、7年圃場写真という資料です。

この中に写真が載っておりますが、やはり高温障害で、なかなかうまく育たなくて、もとの株も育ちませんし、なかなか、ある程度育っても、みんな実がすぐ落ちるという状況で、なかなか出荷できるような状態にはならなかったということで、令和5・6・7年度、収量がない状態であったということで出てきています。前回の更新の際っていうのは3年前なんですけども、このときは成木がまだあったので、本数があったので、高温障害の中でも、量が収穫出来ていたようです。

ただ、その後、新たに定植した苗木が、高温障害のために育たずに、実だけでなく木自体も育ってないという状態になっているようです。

前回の更新以降、この高温障害の対策としまして、令和5年の圃場写真という資料をちょっと見ていただきたいんですが、最後から2枚目3枚目のところで、高温障害対策としまして、その熱気を逃がすような循環線をハウス全域に渡って設置したということのようです。

右側のページですが、スプリンクラーのような形で水を圃場全体に撒けるような灌水設備も設置したということです。

こういった対策をしたにも関わらず、なかなか現状では、収量があげれる状態ではないということなので、今後も、幡多農業振興センターなどに助言をいただきながら、対策をする必要があるということで、申請者のほうからも、お声が上がっておりますので、そこは今後も検討していく必要があると思います。ただ、今回の転用に関しまし

ては、用途とは違う使い方をしているとか、そういうことはないですし、対策も講じておりますので、引き続き改善できるように、今後に向けて更新手続きが出来たらと思っております。事務局から以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
担当委員さんのほうから何かありましたらお願いします。

〇〇委員 特にありません。

議長 ほかに意見、質問ありませんか。
面積的には少ないですけど、収量が少ないということです。

〇〇委員 これで、来年また収量がなかったらどうなる？
営農型やけん、作物がないといかんがやろ。

議長 この太陽光については、先日の全国会長大会においても、営農型太陽光を設置したけど、耕作できんかって、太陽光発電のみになってきよう所もあるようなので、そういうことのないように、営農できる枠組みを作ってくださいということを書いてきたところですよ。
ただ、収量が少ないながらも、循環扇を設置したり、営農努力はしてくれているようです。
今後、また、全国的にも国や県からも話はあるとは思いますが。

〇〇委員 今回の案件は賛成しますが、今後の収量については、改善、検討していく必要があると思う。

議長 この議題については、今後、県の方でも各市町村が集まって話していくこともあるかと思います。まあ、事務局からもありましたが、今回、申請者は努力もしていますので、引き続き更新を考えていければと思います。

〇〇委員 この場所は、高規格道路のルートとは、重なってないがですか？

事務局 高規格道路は、現状、少し北側を通る計画になっていると思います。

〇〇委員 かなり近い場所にはなりますが、太陽光パネルはかからないと思います。

議長 ほかに何か意見はありませんかね。
なければ、承認をとりたいと思います。
それでは議案第2号の5条許可申請について、承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございました。承認されました。
続きまして、議案第3号の説明について、事務局よりお願いします。

事務局 2ページ目をお願いします。
議案第3号非農地証明願です。
番号1番、願出人、〇〇さんです。
願出地としまして、黒潮町浮鞭字石神峯1669番、畑、181平米、同じく字石神峯1670番、畑、519平米です。
理由としまして、少なくとも願出人が相続をした平成20年よりはるか以前に、耕作

がなされなくなっていた。現在では、雑草が繁茂しており、農地への復旧は困難であるとのことです。

49 ページ目からお願いします。

鞭地区で団地造成を行っていきたいということで、継続的に非農地証明の手続を行っているものの一環となります。

場所としましては、土佐ユートピアカントリークラブが見えておりますが、その少し南側にある山林となります。

50 ページ目が、ゼンリンの地図となります。

続いて、51 ページ目が拡大の航空写真です。

続きまして、52 ページ目が公図となっています。

現地のほうが行くのが難しかったので、この51 ページ目の拡大航空写真などをもって、現況確認とさせていただきたいと思います。

事務局から以上です。

議長 はい、事務局の説明は終わりました。
担当委員さんのほうで意見があれば、お願いします。

〇〇委員 この場所は、毎回願出があがっております場所で、ここへ造成したいということでもあります。
現場にはもう全然入れない状態でありますので、耕作は困難な状況です。
よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。
ここは毎回出てくる場所です。航空写真見ても、農地としては復元できない状態です。
それでは、非農地証明願の1番について、承認をいただきたいと思います。
承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。挙手全員です。
続きまして、2番について事務局よりお願いいたします。

事務局 非農地証明願、番号2番です。
願出人、〇〇さんです。願出地が、黒潮町口湊川字ヒヒ原 1116 番 1、畑、130 平米、同じく字ヒヒ原 1116 番 2、畑、33 平米、同じく字ヒヒ原 1117 番、畑、85 平米、同じく字ヒヒ原 1119 番、畑、9.91 平米となっております。
願出理由としましては、遅くとも平成の初め頃には、既に宅地の一部となっており耕作はされていなかった。現在、宅地の一部として利用されており、農地への復旧は困難であるということでした。
53 ページ目からお願いします。
場所としまして、口湊川の日原地区になります。
54 ページ目が、ゼンリンの地図となります。
55 ページ目が、拡大の航空写真です。
こちら、願出地の左上のあたりに家屋が建っておりまして、こちらに願出人さんのご両親が住まわれておりましたが、お亡くなりになりまして、この居宅と敷地一帯を近所の方にお譲りすることを検討しているということのようです。
56 ページ目が、公図となっています。
57 ページ目からが現況写真となります。
現況が、居宅の庭になっている状況です。こちらは、57 ページのほうが家の入口でして、55 ページの拡大写真で見ると、入口のほうから撮った写真になります。
58 ページ目の下半分の写真が、反対側、入口のほうに向かって撮った写真となります。こういった宅地敷地ですので、なかなか農地としての復旧は困難であるとのことでした。
以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明終わりました。
担当委員さんのほうで何かありましたらお願いします。

〇〇委員 先日、現場に確認に行きました。
隣の方に話を聞いてみると、願出人は〇〇に住んでるということでありまして。
年2回ぐらいシルバー人材センターさんを雇って、この草刈り等やっておる次第と
いうことです。
現状見たら、とても畑には出来ないと思いました。以上です。

議長 ありがとうございます。
何か質問ありませんか。
非農地にして、その後どうするがよろかね。

事務局 庭の状態ですので、そのまま居宅と一緒に所有権移転するというで聞いており
ます。

議長 農地のままやったら名義変えれんので、非農地証明で地目を変更するというで
すね。
そのほか質問ありませんか。
なければ、承認をとりたいと思います。
議案第3号の非農地証明願について、承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
承認されました。
続きまして、議案第4号の2番について事務局より説明をお願いします。
議案書3ページ目をお願いします。
議案第4号、形状変更届です。
番号1番、届出人、〇〇さんです。
願出地としまして、黒潮町口湊川字弘岡前1815番、田、1294平米です。
届出理由としまして、田を嵩上げて、畑として利用するとのこと。
59ページ目からお願いします。
場所のほうですが、先ほどの日原地区の少し手前の場所となります。
口港川地区の入口付近になります。
60ページ目が、ゼンリンの地図となります。
続きまして、61ページ目が拡大の航空写真です。
62ページ目が、公図となっています。
63ページ目が平面図と断面図になっています。
断面図ですが、こちらは高さ1.5メートルで盛土をするということで、ごめんなさ
い、勾配45度とここに書いてありますが、後ほど修正の連絡がありまして、30度にす
るということでお話がありました。
水路が、三方向にありまして、一方はその田んぼに接しておりますので大丈夫なん
ですが、水路に沿っているところについては50センチメートル引いて、法面を設置す
るということでした。
64ページから66ページ目までが現況写真になります。
隣接している田んぼにつきましては、地権者の同意済みということ。
盛土に関しましては、今年度から盛土規制法の規定により届出が必要になっており
まして、届出人さんの方で、県都市計画課と協議をしているということ。
盛土を行った後は、畑として利用するので、季節野菜や小さなハウスなども建てて
いきたいということでおっしゃってございました。

事務局から以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
担当委員さんのほうからお願いします。

〇〇委員 先日、この〇〇さんと話をしたところ、61 ページを見てもらったら分かるのですが、届出地の北側に倉庫があります。この倉庫の更に北側、川沿いの場所になるのですが、この辺りに農機具を置きよったそうです。しかし、川が増水するたびに浸かりよったので、この届出地を嵩上げして農機具を置きながら、畑として作物を植えて耕作していきたいとのことでした。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
担当委員さんの説明は終わりました。
このことについて、ご意見はありませんか。
将来的には、この川の近くやけん嵩上げしちよって、農器具等が浸からんようにやっていきたいということですので。周辺の同意もとれちよろしいです。
これは届出ですので、承認とはせず、そのまま受理ということにします。
また農地パトロールなんかで、また見る機会もあると思いますので、また確認できたらと思います。
続きまして議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局よりお願いします。

事務局 今日お配りしました議案第5号の資料をお願いします。
農地の利用権設定となります。今回、再設定の分となります。
整理ナンバー7-30、大方7-30。
同じ耕作者との貸借になるので、一緒に説明させていただきます。
貸付人、〇〇さんです。
借受人、高知県農業公社となります。
設定期間としまして、令和7年12月から令和12年12月の5年間となります。
場所としまして、黒潮町入野字平成7118番、畑、面積2047平米、作目水稻、反あたり借賃が〇〇となっております。
同じく字平成7119番、田、2953平米、水稻、反あたり〇〇となります。
こちら、地権者と高知県農業公社とで利用権設定をした後、〇〇さんと利用権設定を行うものとなります。
事務局から以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。
この件、再設定ですけど、これについて意見、質問ありませんか。

〇〇委員 質問ではないですが、整理表の所在地と、各筆明細の所在地が違うみたいだけど。

事務局 ごめんなさい。
整理表を書き間違っています。以前の記載内容が残っております。
正しくは、整理表以下についておりますのが各筆明細が契約書類になるので、そちらの方が正しいです。
正しい内容を、再度、読み上げさせていただきます。
申し訳ありません。
場所としまして、黒潮町奥湊川字上松木3999番、田、1812平米です。
作目が水稻で、使用貸借です。

同じく、字上松木 4000 番、田んぼ、1290 平米、水稻となっています。
訂正します。申し訳ありません。

〇〇委員 経営面積は、多分、〇〇さんはこれほど作ってない。
また、整理表では、新規の契約になっちゃう。

事務局 中間管理では新規になるがですが、これまで相対で契約していた分を中間管理として更新することになるので、実質、再設定ということになります。
経営面積につきまして申し訳ありません。同じく書き間違っておりますので、少し確認させてください。

議長 確認しますか。
では、事務局が調べる間、休憩とします。

(10 分間休憩)

事務局 お待たせしました。
今回、利用権設定をしました〇〇さんの経営面積ですが、合計で 14,509 平米でしたので、整理表の最後の欄の数字は合っております。
反あたりの借賃も、〇〇でしたので、概ね 3 反くらいになりますので、大体〇〇ということになります。〇〇になります。
以上、修正します。申し訳ありません。

議長 ありがとうございます。
質問はないですかね。なければ、承認をとりたいと思います。
議案第 5 号、利用権設定について、承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
承認されました。
本日の議案は以上となります。

(午後 3 時 32 分終了)